入院料(室料)の差額徴収に関する質問主意書

昭和五十三年三月八日

右の質問主意書を提出する。

提 出 者

井 上

成

利 茂 殿

衆

議

院

議

長

保

入 院 料 (室 |料)の 差 額 徴 収 に 関 ずす る 質 間 主 意 書

保 険 医 療 機 関 に お ける入院料(室料)の 差 額 徴 収 に 関 はする 対策は緊急を要すると考える。

続 差 望 な が す 要望 7 き、 額 中 る 行 徴 医 ようにす 場 協 わ 都 収 昭昭 合 れ 道 が 和 7 府 行 を 号 除 側 五. ること。 県 わ 1 十二年十二月二十六日付) き、 る 知 れ 委員(代表大隅正浩)か 保 事 る こと 差 険 あ ŧ 医 て 額 療 徴 し、 に \mathcal{O} 機 収 な 関 差 を 差額徴 1 なくす に 額 ょ 0 徴 う 収するような場合は 7 措 収 らの を た 7 置 め は すること す に対して、 「三人以上の 速 る \mathcal{O} B 客 と か 観 に が \mathcal{O} 的 出 回 条 改善させ 厚生省 来 答 件 大部 を 保 な \mathcal{O} 行 整 ****\ 険 は、 屋 る等 三 1 医 備 0) 人 室 を図 療 八 昭 部 \mathcal{O} 機 木 和 屋 措 以 る。 関 · 哲 五. 代 置 上 1夫保 \mathcal{O} 十三 の 差 を さし \mathcal{O} 指 講ずるととも 病 定 険 年 室 当 を 額 局 に り三人室 は 取 長 月 患 0 り 名 九 者 消 V で 日 て、 に \neg 付 . 負 以 に、 患 差 上 者 担 させ 今後 で が 額 引 لح き 希 \mathcal{O} 徴

 \mathcal{O}

差

額

徴

収

が

. 行

わ

れることの

な

ζ,

よう指

導に

万全を期すこと」、「患者

が

· 希望

し

な

**\

に

Ł

か

か

わ

5

ず

収

差 額 徴 収 を 行 \\ \ 又 は、 患 者 に 差 額 病 床 \mathcal{O} 利 用 を み だ ŋ に 慫 ょ う 若 L < は 差 額 病 床 割 合 が 著

L < 高 1 等 、 差 額 負 担 な L で は 入 院 出 来 な 1 保 険 医 療 機 関 に 0 1 7 は 患 者 \mathcal{O} 受 診 \mathcal{O} 機 会 が 妨 げ

5 れ る 恐 れ が あ り、 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 性 格 か 5 当 を 得 な 1 t \mathcal{O} لح 認 め 5 れ る \mathcal{O} で、 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O}

指 定 又 は 更 新 に ょ る 再 指 定 に あ た つ て は + 分 改 善 が なされ たうえで、 これ を行う等 \mathcal{O} 措 置 Ł

考 慮 すること」 0 旨 \mathcal{O} 文 書 を 出 L て 1 る (昭 和 五. 十三年 月二十八 月 保 発第 九号)。

こうした経 過 を 踏 ま え 次 0) 事 項 に 0 V) 7 質 間 す る。

政 府 は、 三人 室 以 上 で \mathcal{O} 差 額 徴 収 が 行 わ n る こと 0) な V ょ · う、 ** \ カン な る 措 置 を 講 U た \mathcal{O} か。

三 人 以 上 \mathcal{O} 大 部 屋 \mathcal{O} 部 屋 代 \mathcal{O} 差 額 を 患 者 に 負 担 さ せ て 1 る 保 険 医 療 機 関 に 対 L 7 は、 指 定 を

取り消すのか、どうか。

右質問する。